



福岡医発第2183号（地）

平成21年1月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 横 倉 義 武  
(公 印 省 略)

#### 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険では、保険料を納付できない特別の事情もなく1年以上滞納している世帯に対し、納付相談の機会を確保するため、被保険者証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付し、被保険者がこの資格証明書により医療機関を受診した場合、窓口で医療費の全額を支払い、その後、申請により7割分を支給するという運用が行われております。

今般、子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第97号）が公布され、国民健康保険法の規定に基づき被保険者資格証明書の交付を受けている世帯において、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、世帯主に対し、そのものに係る有効期間を6か月とする被保険者証（短期被保険者証）を交付することとし、平成21年4月1日より施行されることとなった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、本改正による具体的な取扱いにつきましては、厚生労働省保険局長および国民健康保険課長等通知をご参照くださいますようお願い申し上げます。

また、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（中学生以下の子ども）が、被保険者資格証明書により医療機関を受診された場合には、保険者である市町村等の窓口において、「短期被保険者証」を発行してもらうようにご助言いただくなど、特段のご配慮がいただけますよう貴会会員各位への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 毛利康茂  
医療保険副担当理事 島田昇二郎  
後期高齢者医療副担当理事 名取一幸  
会長 丸山 泉

日医発第986号(保212)

平成21年1月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤祥人



### 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険では、保険料を納付できない特別の事情もなく1年以上滞納している世帯に対し、納付相談の機会を確保するため、被保険者証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付し、被保険者がこの資格証明書により医療機関を受診した場合、窓口で医療費の全額を支払い、その後、申請により7割分を支給するという運用が行われております。

このため、親が国民健康保険の保険料滞納により被保険者資格証明書の交付を受けるなど、医療費の全額を自己負担する必要が生じた世帯において、義務教育を受けている子どもや乳幼児においても医療機関の受診を控え、必要な医療を受けられないといった実態があるため、厚生労働省としては、子どものいる滞納世帯に対する被保険者資格証明書の交付に際しては、機械的な運用を行うことなく、よりきめ細かな対応を行うよう関係機関に対し指導を行ってきたところであります。

今般、子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、国民健康保険法の一部を改正する法律(平成20年法律第97号)が公布され、国民健康保険法の規定に基づき被保険者資格証明書の交付を受けている世帯において、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、世帯主に対し、そのものに係る有効期間を6か月とする被保険者証(短期被保険者証)を交付することとし、平成21年4月1日より施行されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

なお、本改正による具体的な取扱いにつきましては、厚生労働省保険局長および国民健康保険課長等通知をご参照くださいますようお願い申し上げます。

また、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者(中学生以下の子ども)が、被保険者資格証明書により医療機関を受診された場合には、保険者である市町村等の窓口において、「短期被保険者証」を発行してもらうようにご助言いただくなど、特段のご配慮がいただけますよう、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。







(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (九四)
- 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (九五)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (九六)
- 国民健康保険法の一部を改正する法律 (九七)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律 (九八)

〔政 令〕

- 特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (四〇三)
- 特許法施行令等の一部を改正する政令 (四〇四)

〔府 令〕

- 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (内閣府八七)
- 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令 (同八八)
- 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同八九)

元 三 三 七 三 六 四

〔官庁報告〕

財政

平成二十一年度の地方財政についての意見 (総務省)

本号で公布された  
法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (法律第九四号) (総務省)

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正  
新たに本府省業務調整手当を設け、行政職俸給表(一)等の適用を受ける職員(管理職員を除く)が、国の行政機関の内部部局の業務等に従事する場合は、当該職員の属する職務の級等における最高の号俸の俸給月額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額を月額として支給することとした。(第一〇条の三関係)
- 2 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を四万九千〇〇円に引き上げることとした。(第一〇条の四関係)
- 3 職員の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間の勤務成績に応じて行うものとし、この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に懲戒処分を受けたこと等の事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとした。(第八条関係)
- 4 勤勉手当の支給について、職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応ずるものとした。(第十九条の七関係)
- 5 期末特別手当の額について、職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間の在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合に減するものとした。(第十九条の八関係)

二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正  
職員の勤務時間を一週間当たり三八時間四五分とすることとした。(第五条関係)

三 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

- 1 育児短時間勤務の勤務の形態について、所要の規定を整備することとした。(第二十条第一項関係)
  - 2 育児短時間勤務職員の並立任用について、所要の規定を整備することとした。(第二十五条関係)
- 四 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正
- 1 育児短時間勤務の勤務の形態について、所要の規定を整備することとした。(第一〇条第一項関係)
  - 2 育児短時間勤務職員の並立任用について、所要の規定を整備することとした。(第一三条関係)
- 五 この法律は、平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、一の三から五までは国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第一〇八号)附則第一条第三号の政令で定める日から施行することとした。
- ◇国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (法律第九五号) (総務省)
- 1 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限  
退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。(第二二条第一項関係)
  - 2 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限  
(一) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者  
(二) 失職又はこれに準する退職をした者  
退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限  
(一) 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当すると

第二章第五節の節名を削り、第三十三条から第三十六条までを次のように改める。

(秘密保持義務)

第三十三条 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二十八条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十四条から第三十六条まで 削除

第四十九条第一項中第八号を削り、第八号の二を第八号とする。

第五十一条第一項中「から第八号まで」を「から第七号まで」に改める。

第五十三条第一項中「から第八号まで」を「から第七号まで」に、「同項第八号の二」を「同項第八号」に改める。

第八十三条中「障害者雇用支援センター」を削る。

第八十八条中「第三十六条」を「第三十三条」に改める。

附則第四条の見出し中「二百人」を「百人」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「二百人」を「百人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに次条及び附則第六条の規定 平成二十二年七月一日

二 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

三 第三条中附則第四条の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 平成二十七年四月一日

(障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金に関する経過措置)

第二条 その雇用する労働者（第二条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十三條第一項に規定する労働者をいう。）の数が常時二百人以上三百人以下である事業主に係る新法第五十条第二項及び第五十四條第二項の規定の適用については、前条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日まで

の間は、新法第五十条第二項及び第五十四條第二項中「政令で定める金額」とあるのは、「政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とする。

2 新法第四十三條第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

第三条 その雇用する労働者（第三条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十三條第一項に規定する労働者をいう。）の数が常時二百人以上二百人以下である事業主に係る新法第五十条第二項及び第五十四條第二項の規定の適用については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、新法第五十条第二項及び第五十四條第二項中「政令で定める金額」とあるのは、「政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とする。

2 新法第四十三條第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号中「第七十二条第三項」を削る。

附則第五条第一項第一号中「常時三百人以下の労働者を雇用する」を「その雇用する労働者の数が常時二百人以下である」に改める。

第七条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「二百人」を「百人」に改める。

(発達障害者支援法の一部改正)

第八条 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三十三條」を「第二十七條第一項の規定による」に改める。

厚生労働大臣 舩添 要一  
内閣総理大臣 麻生 太郎

国民健康保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年十二月二十六日  
内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第九十七号  
国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「者を」と「者及び十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を」とに改め、「その世帯に属する」の下に「被保険者の一部が」を加え、者があるときは「を」

「者又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは」に、「その者を」とそれらの者に改め、「係る被保険者証」の下に「（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（原簿一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあつては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。）その世帯に属するすべての被保険者が原簿一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日において、この法律による改正前の国民健康保険法第九條第六項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある被保険者

(同条第三項に規定する原簿一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。)があるときは、市町村又は特別区は、この法律の施行後速やかに、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を六月とする被保険者証を交付するものとする。

3 前項の規定は、国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者証について準用する。この場合において、同項中「第九條第六項」とあるのは「第二十二條において準用する同法第九條第六項」と、「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村又は特別区」とあるのは「国民健康保険組合」と読み替えるものとする。

(国民健康保険の保険料の滞納の防止等のための措置)

4 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）について、減免制度等の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止し、及び特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

厚生労働大臣 舩添 要一  
内閣総理大臣 麻生 太郎

御 名 御 璽

平成二十一年十二月二十六日  
内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第九十八号  
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「政令」との下に「同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六條」とを加える。

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「政令」との下に「同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六條」とを加える。

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「政令」との下に「同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六條」とを加える。

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「政令」との下に「同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六條」とを加える。

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

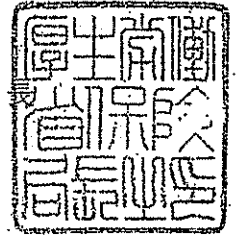
第五條第二項中「政令」との下に「同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六條」とを加える。



保発第1266001号  
平成20年12月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



## 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成20年法律第97号として公布され、平成21年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 第一 改正法の趣旨

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、被保険者資格証明書に関し、15歳に達する日以後の最初の3月31日にまでの間にある被保険者に対する取扱いを見直すものであること。

#### 第二 改正法の内容

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。第三の（2）において同じ。）があるときは、世帯主に対し、その者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。（国民健康保険法第9条関係）

#### 第三 施行期日等

##### （1） 施行期日

改正法は、平成21年4月1日から施行する。（改正法附則第1項関係）

(2) 改正法の施行の日において、改正法による改正前の国民健康保険法の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期限を6か月とする被保険者証を交付すること。(改正法附則第2項関係)

(3) 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。(改正法附則第4項関係)



保国発第1226001号  
雇児総発第1226001号  
平成20年12月26日

都道府県民生主管部（局）長 殿

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省保険局国民健康保険課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

### 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第97号。以下「改正法」という。）の改正の趣旨及び内容については、「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について」（平成20年12月26日付け保発第1226001号）において、別添のとおり通知したとおりであるが、その運用に当たっての留意点等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、文部科学省大臣官房総務課に対し幼稚園、小学校及び中学校等の教育機関に対し周知を依頼していることを申し添える。

### 記

#### 1 改正法の施行に当たっての留意点

##### (1) 改正法の施行前の準備

改正法においては、施行の日において改正法による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。（2）及び（3）において同じ。）

があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされているところであり、改正法施行後速やかに当該被保険者に被保険者証を交付できるよう、対象者の抽出や有効期間を6か月とする被保険者証の印刷など必要な準備に努めること。

## (2) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際には、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることができない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

## (3) 関係機関からの問い合わせへの対応

(1) 及び (2) の取扱いについて、地域の保険医療機関や中学生以下の子どもに関する関係機関（保育所等の児童福祉施設や幼稚園、小学校、中学校等の教育機関等）からの問い合わせ等があった際には、丁寧な説明に努めるなど適切に対応すること。

## (4) その他

改正法において、世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、資格証明書を交付せず有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされたのは、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であり、当該被保険者がいない世帯については、従前どおり当該世帯に属する被保険者全員に係る被保険者証又は資格証明書を交付することとなるが、その際は、機械的・一律に運用することなく、事業の休廃止や病気など当該世帯に保険料を納付することができない特別の事情があるか否かを適切に把握し判断した上で交付を行うこと。

## 2 「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」の改正について

改正法の施行に伴い、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」(平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

### 被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

#### 記

### 1 資格証明書の運用についての基本的考え方

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

### 2 資格証明書の交付に際しての留意点

資格証明書の交付については、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、その際は、以下の事項に留意して取り扱うこと。

#### (1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないように、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、保険料の減免制度及び生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

## (2) 短期被保険者証の活用

滞納世帯に対しては、短期被保険者証を経ずに資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

## (3) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。以下同じ。）があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際にも、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、そのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることが出来ない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

## (4) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、(1) 及び (3) のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。